

平成 27 年度第1学期 法学部定期試験問題

科目名 経済法 担当教員 中川晶比兒

持ち込み 不可

記入欄（選択肢はいずれかの番号に○をつける。①も②も選択しない場合は②とみなす。）

学部		
学生番号		
Honor	① 成績上位者の場合に、 教員サイトに名前を公表してよい	② 成績上位者であっても 名前を公表してほしくない

※ 氏名は記入不要。

※ 問題用紙・解答用紙一体型であるため、所定の解答欄に記入すること。

※ 下書き用紙を 1 枚配布する。

問 I

次の文章を読んで空欄に当てはまる語句を答えなさい。⑤には正しい数字を記入し、⑧については簡潔に説明すること。

競争プロセスは、企業が自らの取引条件を誠実かつ独立に決定する場合に望ましい取引条件を実現する。国や地方公共団体が一定価格以上の調達において、随意契約ではなく競争①を導入しているのは、競争プロセスのメリットを享受するためである。談合は、落札価格を②ために行われ、競争者が秘密裏に示し合わせて提示価格等を決めているにもかかわらず、本当の競争が行われているかのような外観を見せることもあって、どの国でも厳しく規制されている。我が国では談合企業に対して③金が課せられるほか、刑事罰の対象になることもある。

談合は、競争する企業数が④ほど実行しやすい。例えば区分機類の事件では、談合に加わった郵便区分機メーカーは⑤社だった。他方で、競争者の数が④状況でなくても、調整役がいれば談合は実行可能である。業界で影響力を持つ人物が談合企業の中にいれば調整役となりやすい。

談合企業以外の者が調整役をする場合もある。そのような外部の調整役となりうる第一の例は、発注者である。国や地方公共団体といった発注者側が談合に関与することを⑥といい、発注担当者に対する規制もなされている。区分機類の事件では、発注担当者が事前に発注物件の割り振りをしたため、談合の立証において重要な間接事実とされている⑦に関する証拠が集められなかった。

談合企業の外部に談合の調整役がいる第二のパターンとして、談合企業の取引相手が調整役をする場合がある。次のような仮想例を考えてみよう。ある公共工事では、技術的に高度の工事過程があるため、その工程では特殊な機械 M をリースする必要がある。当該機械を日本国内でリースしているのは MONOP 製作所だけであり、MONOP 製作所は、施工業者の落札金額に一定比率をかけた金額をリース料金として施工業者から収受している。このような状況で MONOP 製作所が、施工業者に対して談合を指示する場合、談合企業の取引相手が調整役を果たすことになる。この仮想例で MONOP 製作所が談合を推奨するインセンティブを持つのは、⑧からである。日本ではこれに類似する状況において、調整役の行為のみを⑨として規制する事例があるが、海外では調整役と施工業者の両方を独禁法で規制する傾向が強い。

① _____

⑤ _____

② _____

⑥ _____

③ _____

⑦ _____

④ _____

⑨ _____

⑧ _____

問Ⅱ

以下の文章のうち、内容の正しい文章を2つ選び、番号で答えなさい。

- ①化粧品メーカーが、自社ブランドの商品を購入する販売業者と契約する際に、販売業者が当該ブランド品を転売する価格について制限を加えることは、適用除外規定があるため独禁法違反ではない。
- ②競争企業同士で値上げ幅に関する意思統一を図ったうえで、一斉値上げすることは、赤字を回避する目的であり、値上げ実施日を少なくとも数日間ずらせば適法である。
- ③優越的地位の濫用が規制されるのは、このような行為を禁止しなければ、相手方がその自由かつ自主的な判断で取引できなくなり、不当な不利益を被ることを余儀なくされるからである。
- ④再販売価格維持行為は、販売前サービスに対するフリーライドを防止するために行われることもあるため、我が国では原則適法であり、課徴金を課されない。
- ⑤シェアの小さなスーパーYは、長年にわたり納入業者Aと取引してきたが、このたび新たに、別の納入業者Bとも取引しようと考えている。この場合にスーパーYが、納入業者Bが提示してきた価格をAに伝えることによって、それよりも安い価格を提示するようAに求めることは、独禁法に違反しない。
- ⑥トイザラス事件の審決において公取委は、優越的地位が認められれば、原則として組織的かつ計画的に濫用行為が行われていることを推認できると判断した。
- ⑦一般指定は、再販売価格の拘束が認められる具体例を示したものである。

答え

問 III

次の文章を読んで、空欄 ①～⑦ にあてはまる適切な語句を書き、⑧ については適切な選択肢を記号で答えなさい。【論述問題】については問題文に従って論述しなさい。

【事実】

東京湾水先区水先人会（以下、「本件団体」という。）は、会員である「水先人」が行う水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先法の規定に基づいて設立された法人である。

水先人とは、国内の特定の港・水域において、主に外国船舶に乗り込んで、港までの運航・着岸をアドバイスする専門職業であり、個人で開業できる。外国船舶は、日本国内の気象条件や浅瀬・潮流といった環境に精通していないため、このような業務が必要とされている。

水先人は法律上、「水先区」ごとに1つの水先人会に加入しなければならず、東京湾水先区において水先業務の免許を受けた水先人の全てが、本件団体の会員となっている。

会員が水先業務の対価として得る「水先料」は、従来は全国一律に省令で定められていたが、水先法の改正により、平成 20 年度以降、会員は各自で水先料を定め、国土交通大臣に届け出ることになった。法改正に至った理由は、全国一律の料金を定めると、水先人の業務効率化に対するインセンティブが働きにくいいため、規制緩和して競争原理を導入すべきとされたことにある。

本件団体は、外国船舶から水先業務の依頼があった場合には、当該水先区を担当する「合同事務所」において依頼を一元的に引き受けることが、法律上認められている（水先法 48 条 2 項）。合同事務所はこの制度の下で、各会員について、就業時間帯及び就業場所を定めたシフト表を作成し、それによって水先業務を会員に順番に割り当てていた。このような輪番制を敷いているのは、水先人には、依頼があった場合には正当な事由がない限り、仕事を引き受ける応召義務（水先法 40 条、42 条）があり、輪番制によって、船舶の水先案内の確実な実施と事故防止が担保できると考えられているからである。

水先料の規制緩和に伴い、水先料が一律ではなくなったため、本件団体は国交省主導の下、特定の水先人に対して仕事を依頼する「指名」を平成 21 年 7 月から受け付けることになった。

しかし、本件団体の役員（会長・副会長等からなる）は、平成 21 年 7 月 7 日に開催した役員会において、外国船舶から水先人を指名して依頼があった場合には、水先人のグループ単位での指名に限ってこれを受け付け、特定個人の水先人に対する指名は受け付けないことを決定した。この決定は、翌日以降、本件団体の水先業務を利用する外国船舶に対して伝達された。その結果、7 月 15 日以降本件団体は、水先人の個人指名を受け付けていない。グループ指名は受け付けるものの、水先人のグループは本件団体が決定し、当該グループの中から順番に業務を割り振っている。

公取委は本件団体による上記行為が独禁法に違反するとして排除措置を命じた。

【解説】

本件団体は、① である水先人を構成員としている組織であるため、独禁法上は、② にあたる。本件で問題とされた行為は、本件団体が特定個人の水先人に対する指名を受け付けなかったことである。水先法の改正前は、合同事務所が一方的に水先業務の提供者を決めていた。ユーザーからすれば、どの水先人が乗り込んで来るか、選ぶことができないということになる。本件行為により、国交省主導の下で可能となったはずの、ユーザーによる水先人の「指名」は、事実上排除された。誰が契約を引き受けるかを、競争によらずにサービス供給者側が事前に決定するという意味では、この行為は不当な取引制限として禁止される③ に類似しているようにも見える。しかしながら、個々の水先人の提示価格（水先料）に関する連絡や取り決めは行われていないことから、本件行為は③ ではなく、取引先を制限するカルテルである。

このような行為は、④ を供給者とし、⑤ を需要者とする、東京湾水先区における⑥ という役務の取引市場において、競争を制限するものといえる。本件の独禁法違反行為は、上記事実にも書かれているように、会員の行為ではなく、② が行った⑦ である。② の⑦ は、構成員の多数決として表明されることもある。その場合には、これを構成員同士の⑧ a 情報交換 b 取引妨害 c 株式交換 d 合意 と同視する

問 IV

次の文章を読んで、空欄 ①～⑧ にあてはまる適切な語句を書き、【論述問題】を解きなさい。

欧州委員会(EU の公取委にあたるもの)は、2014 年に、Facebook による WhatsApp の完全子会社化(以下、「本件合併」という。)について、EU 競争法に違反しないとの判断を下した。以下はその内容である。

Facebook と WhatsApp は、いずれもスマートフォン上で作動するメッセージアプリ(Facebook Messenger 及び WhatsApp)を提供している。これらは日本で普及している LINE と機能的には類似しており、テキストメッセージのほか、写真や動画をやりとりすることができるだけでなく、無料の音声通話も可能である。

(1) 市場画定

欧州委員会は、本件合併によって影響を受ける市場として、スマートフォン上で作動するメッセージアプリ(以下、単に「メッセージアプリ」という。)の市場を画定した。合併当事会社はいずれもこの市場でサービスを提供しているから、本件合併は ① 合併である。

市場画定においては、より広いまたはより狭い市場を画定できるかどうか常にならざるを得ない。本件でいえば、携帯電話・固定電話(音声電話)や電子メールが、コミュニケーションという目的でメッセージアプリと共通するため、これらを含めたより広い市場が画定可能かどうか検討された。欧州委員会は、以下の理由から、電話や電子メールはメッセージアプリの市場に含めるべきでないとした：

- (i) メッセージアプリの方が、相手がいつオンラインであるか分かったり、最後にアクセスした時間が分かるなど、より豊かな機能を持っている。
- (ii) メッセージアプリは無料であるのが主流で、有料サービスであっても 1 年間に 100 円程度の定額で利用可能であり、電話のように通話時間ごとに課金される仕組みではない。
- (iii) メッセージアプリは電話会社にとって競争的制約になるが、電話会社はメッセージアプリの競争的制約にならない。

以上の説明は、② 者からみた商品・役務の機能ないし用途の違いと、価格水準の違いから、メッセージアプリと電話・電子メールが別の市場に属していると判断したものである。

商品市場画定は、このような ② の ③ に基づく判定が行われるのが通常である。

上記(iii)で述べられている「競争的制約」とは、他者の値上げを抑制できることを意味する。「メッセージアプリは電話会社にとって競争的制約になる」とは、電話の通話料金が ④ すると、メッセージアプリの人气が高まり、固定電話や携帯電話の通話 ② が減ることによって、電話会社は値上げしても利益が増えないことを意味する。逆に、電話会社がメッセージアプリの競争的制約にならないことは、SSNIP テストを適用すれば容易に理解できる。つまり、仮に ⑤ の価格が現行価格から 5% 値上がりしても、顧客は ⑤ から ⑥ に転換しないということである。

(2) 競争に与える影響の分析

欧州地域でのメッセージアプリ市場での合併当事会社のシェアはおおよそ

25% WhatsApp

15% Facebook Messenger

であるとされた。市場シェアからみれば、この市場で首位と 2 位の企業結合である。

しかしながら、欧州委員会は、以下の理由から本件合併による独禁法上の問題は生じない(日本でいえば競争を実質的に制限することとはならない)と判断した。

- (a) WhatsApp と Facebook Messenger はお互いにとって最も直接的な競争者ではない。Facebook Messenger にとっては、WhatsApp よりも Google Hangouts や Twitter の方がより近い競争者であるし、WhatsApp にとっては、Viber[楽天が 2014 年に買収した]の方がより近い競争者である。

(b) 顧客が他のメッセージアプリに乗り換えるのは容易である。メッセージアプリ市場では、これまでに新規参入者が多数登場し、急成長してきた。たとえば WhatsApp が 4 時間不通となったとき、LINE のユーザーはその後の 24 時間で 200 万人増えた。メッセージアプリの開発・投入にはさほど多くの時間や投資を要せず、新しいアプリが絶えず供給されてきている。

(c) 競合するメッセージアプリを併用することが可能であり、現に多くのユーザーは複数のメッセージアプリを併用している。

上記理由について見ると、(a)の理由付けから、欧州委員会は本件合併を、⑦ 財における合併として分析していることが分かる。このような場合に、競争の実質的制限の分析にあたって重視されるのは、市場シェアよりも、顧客からみた属性の近さである。(a)を言い換えると、合併当事会社により近い(より直接的な競争関係にある)ライバルが存在するため、仮に WhatsApp が合併後に値上げしたとしても、⑧ によって顧客を奪われてしまうということである。このような予測は、(b)の事実によっても裏付けられている。

① _____

⑤ _____

② _____

⑥ _____

③ _____

⑦ _____

④ _____

⑧ _____

(3) 発展問題

(c)の話はこれまでの話とやや異なった側面を含んでいる。欧州で複数のメッセージアプリを併用しているユーザーによって最もよく使われているのが WhatsApp と Facebook Messenger であったため、欧州委員会は合併当事会社のメッセージアプリがある程度補完的であるとしている。つまり、WhatsApp と Facebook Messenger は単純な代替財でないと見ることも可能であり、本件合併は混合合併であって、Facebook が本件合併後に抱き合わせを行う可能性も考えられる。そこで以下では抱き合わせの可能性を検討する。

抱き合わせを行うためには、まず行為者が 2 商品を供給している必要がある。WhatsApp と Facebook Messenger が代替財であるならば別商品でなくなってしまうため、以下の点で 2 つのアプリは区別されると仮定する。つまり、WhatsApp は家族や親友といった日常的に頻繁にやりとりするメンバー同士で使われ、Facebook Messenger はより広く、小学校の同級生といったあまり頻繁にやりとりしないメンバーの間で使われる。WhatsApp の属す商品・役務市場を「A 型メッセージアプリ」の市場、Facebook Messenger の属す商品・役務市場を「B 型メッセージアプリ」の市場と呼ぶ。

主たる商品を WhatsApp、従たる商品を Facebook Messenger として、Facebook は 2 商品を抱き合わせて、今までと同じ価格(通常は無料)で購入させることもできると仮定する(例えば Facebook Messenger のアカウントも作らなければ WhatsApp が作動しないようにすることによって)。

【論述問題】上記のように、仮に抱き合わせの行為要件を満たすとしても、なおこのような抱き合わせによって公正競争阻害性は生じない。それはなぜか、説明しなさい(なお、抱き合わせによって価格差別するシナリオは論じる必要がない)。

(解答欄は裏面にある。)

